

令和元年度

第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和元年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 令和元年9月17日(火)

場所 さいたま共済会館 502会議室

出席者(12名)(敬称略)

武内 政文	田村 琢実	小林 哲也
青木 徹	田部井 勇二	菊地 伸
栗原 充常	伊東 政信	村田 俊彦
金井 千尋	甲原 裕子	柴田 潤一郎

欠席者(1名)(敬称略)

河村 美穂

事務局	大久保	学事課長
	野々部	学事課副課長
	矢沼	高等学校担当主幹
	小野	幼稚園担当主幹
	村上	専修各種学校担当主幹
	山下	高等学校担当主査
	岡野	幼稚園担当主査
	儘田	高等学校担当主任
	佐川	高等学校担当主事
	河内	幼稚園担当主任
	森田	専修各種学校担当主任

1 開 会

定足数を確認し、10時00分審議会を開会した。

2 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、菊地伸委員、金井千尋委員を指名した。

3 諮問事項

(1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和元年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛 12 否 0
令和元年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛 12 否 0
令和元年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛 12 否 0

(2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

4 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、10時45分閉会を宣言した。

令和元年9月17日

議 長 村田 俊彦

議事録署名人

委 員 菊地 伸

委 員 金井 千尋

【審議記録書】

1 開 会

○司会 それでは、審議会条例第6条第2項に定めます定足数を満たしておりますので、ただいまから令和元年度第2回埼玉県私立学校助成審議会を開会したいと存じます。

2 会長挨拶

○司会 初めに、村田会長から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○村田会長 皆さん、改めましておはようございます。本日は、まだまだ残暑が続く中、また、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

6月12日に第1回の審議会を開催させていただきました。本日はその審議に引き続きまして、知事からの諮問事項であります私立学校に関する運営費補助金配分の基本方針について御審議をいただく場でございます。前回の審議会におきましては、それぞれの立場から貴重な御意見をいただきました。今回は、委員の皆様からの御意見を踏まえまして、事務局において配分基本方針の案を作成しておりますので、御審議を賜りたいと存じます。公正・中立な運営を心がけてまいりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございました。

それでは、これからの議事につきましては、審議会条例第6条第1項に基づきまして、村田会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名

○村田会長 それでは、議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定によりまして、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。菊地伸委員、金井千尋委員、以上の2名にお願いしたいと思います。

会議の公開につきまして、皆様の御意見を伺いたいと思います。条例第7条におきましては、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

○村田会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

次に、傍聴者について事務局からお願いします。

○事務局 本日の傍聴者はいらっしゃいません。

○村田会長 分かりました。

4 諮問事項（3件）

（1）令和元年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針について

（2）令和元年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

（3）令和元年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○村田会長 それでは、早速審議に入りたいと思います。

第1回の審議会から引き続きまして、諮問事項3件でございます。前回の会議におきましては、皆様方から貴重な御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえまして、事務局に「令和元年度運営費補助金配分の基本方針」案の整理をお願いしたところでございます。

この配分の基本方針案について、事務局の説明を求めます。

○事務局 高等学校担当の矢沼と申します。私からは、小・中・高等学校の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明いたします。

それでは、お手元の資料1「令和元年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧ください。

まず、1ページの上段、「1 配分の基本的な考え方」を御覧ください。今年度におきましても、「基礎配分」、「政策誘導配分」の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。

このうち、「基礎配分」とは、人件費や光熱費などの経常的経費に対しまして、予算の範囲内でその一部を補助するもので、まさに学校運営の根幹を支える支出に対する補助です。

また、「政策誘導配分」とは、教育条件の向上など、県が進める私学行政への誘導を促進するものです。

次に、具体的な配分項目ですが、「2 基礎配分」の（1）高等学校を御覧ください。高等学校では、補助対象経費方式を採用しております。前年度の生徒や教職員数に応じた支出状況、つまり決算書の額に基づき一定割合を補助しており、経営実態を反映しやすい配分方式です。配分項目としましては、決算書から 人件費、 教育研究経費などの支出額を抽出し、これに補助率を乗じて補助額を算出します。

次に、（2）中学校と（3）小学校です。生徒1人当たりの補助単価を設定し、生徒数を乗じて補助額を決める単価方式という配分方式を採用しており、大変分かりやすくなっております。

2ページの「3 政策誘導配分」を御覧ください。今年度につきましては、昨年度と同様、全部

で8項目の配分項目を設けまして、政策誘導を図ってまいりたいと存じます。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、こちらに記載のとおりです。

なお、欄外の 印ですが、小学校は、 特色教育促進加算と 定員超過調整の2項目のみの適用としております。これは、県内の小学校が5校と少ない点、各校1クラス当たりの児童数がおよそ30人であり、既に少人数学級が行われている点などを考慮しまして、基礎配分に重点を置いた配分としております。

印の2つ目、中学校は、 小規模校加算を適用しませんが、これは高等学校と比較しまして、学校ごとの規模の違いが小さい点を考慮しております。

3ページ「4 令和元年度の変更点」を御覧ください。

まず、「(1)基礎配分」の 高等学校です。先ほど申し上げましたが、高等学校の基礎配分につきましては、前年度の生徒数や教職員数に応じた支出状況、つまり決算書の額に基づきまして、一定割合を補助する補助対象経費を採用しています。

上の表の 教育研究経費、 管理経費、 設備関係経費の基準額におきましては、県内校の平均額としておりますが、決算額の平均が増減しておりますことを踏まえまして、時点修正をするものです。

また、 教育研究経費、 管理経費、 設備関係経費の配分額の算出に当たりましては、消費税相当分を考慮し加算する修正を行いたいとするものです。

なお、消費税分の考慮につきましては、今年度の決算書も半年分の消費税しか加味されないこととなりますので、来年度まで行いたいと考えております。

続きまして、 中学校、 小学校の基礎配分につきましては、変更点はございません。

4ページ「(2)政策誘導配分」を御覧ください。 小規模校加算から 定員超過調整まで、小学校、中学校、高等学校ともに変更はありません。

生徒納付金水準補正ですが、前回の審議会での御意見を踏まえまして、高等学校及び中学校につきまして、減算額の一部見直しや加減算の基準となる生徒納付金のランクの一部新設を図りたいとするものです。

5ページを御覧ください。中段に政策誘導配分、生徒納付金水準補正と記載がありますが、その下の現状にありますとおり、減算額の幅が生徒納付金が高くなる方が小さくなり、抑制効果が働かないという状況です。

このような現状を踏まえまして、下段の変更案にありますように、減算額について、平均額から乖離するにつれて減算幅が小さくならないように修正し、また併せて納付金平均額111万円以上のランクを新設するものです。

その下に記載のとおり、納付金平均額101万円以上の学校につきましては、値上げにより納付金平均額のランクが変わらない限り、従前のとおりとする経過措置を設けるものです。

文言だけでは少しイメージが湧きにくい部分でございますので、6ページの補足資料を御覧ください。こちらは高等学校の配分基準の生徒納付金水準補正、大規模校の部分を取替した資料になります。左の表が現行の制度であり、前回審議会の場でも御説明いたしました。学校が生徒納付金平均額を5万円以上値上げした場合、運営費配分の加減算額が変わってくる仕組みとなっております。

特に減算額につきましては、例えばですが、納付金平均額が61万円程度の学校、この表で言いますとEランクになりますが、Eランクの学校が値上げをし、Fランクになりますと、一番右の列に差額の記載がありますが、1万7千円減算額が増え、マイナス2万5千円、以後、値上げしランクが変わるごとに1万5千円ずつ減算額が増えます。86万円以上91万円未満のJランクになりますと、以降値上げしても減算額の幅が1万円ずつとなり、一番下のNランク、106万円以上で12万5千円となり、それ以降の減算額は増えない仕組みとなっております。つまり、生徒納付金のある程度高い学校ほど値上げしやすい、値上げ抑制効果が低いと、こういう状況です。

右側の改定案につきましては、平均額付近のランク間の差額を1万円、71万円以上のランク間の差額を1万5千円と減額の幅を統一し、かつ、納付金平均額111万円以上のランクを新設したいと考えております。同時に、先ほど申し上げたとおり、何もしなくても、あるいはわずかな値上げしかない学校に影響が出ないよう、101万円以上の学校には一定の経過措置を設けたいとするものです。

最後に、A3横長の参考資料1を御覧ください。参考資料1「令和元年度私立学校運営費補助金（高等学校）配分基準新旧対照表イメージ」になります。これまで御説明しました変更点につきまして、新旧対照表として記載しています。変更部分は網かけとなっております。左側が今年度の改正案、右側が昨年度までの配分基準となっております。

まず、1ページの(2)教育研究経費及び(3)管理経費、次のページの(4)設備関係経費につきましては、県内校の決算額の平均が増減しておりますことを踏まえ、時点修正いたします。それに加えまして、先ほど申し上げたとおり、半年分の消費税を考慮するため、消費増税対応臨時加算というものを加えております。

次に、3ページ(1)生徒納付金水準補正です。減算幅の不均衡を統一し、納付金平均額の一番高い区分111万円以上を加えること、及び に記載のとおり、経過措置を設けるものです。

なお、先ほどの補足資料では、表の2列目、1,500人以上の大規模校についてのみ御説明しましたが、こちらの表にありますとおり、1,500人未満720人超の中規模校、それから720人以下の小規模校の減算幅も同様の趣旨で、この機会に修正したいと考えております。

また、参考資料の7ページ以降は、「令和元年度私立学校運営費補助金（中学校）配分基準新旧対照表イメージ」になります。

8ページを御覧ください。中学校にも、先ほど高等学校で見ていただいた(1)生徒納付金水準補正があります。こちらにつきましても、高等学校と同様の趣旨の修正を図りたいとするものです。

なお、小学校の配分基準を含めておりますが、その他、説明を省略した点につきましては、変更

を予定していません。

小・中・高等学校についての説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○事務局 幼稚園担当の小野と申します。私からは、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2「令和元年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧ください。

資料2、1ページ目の「1 配分の基本的な考え方」を御覧ください。今年度におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設けまして、それぞれの配分枠において必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。

具体的な配分項目ですが「2 基礎配分」では、昨年度と同様に、園児数割、園割、常勤教員割、常勤職員割、満3歳児数割、この5つの項目を設定しまして、それぞれ補助単価に対象者数を乗じて配分額を算出する、いわゆる補助単価方式を採用しております。

「3 政策誘導配分」ですが、今年度も全部で11項目を設けまして、3歳児保育促進加算から人材確保加算まで、ここまですが加算項目です。その後、定員超過調整から剰余金保有調整まで、こちらは減算により、政策誘導を図るものです。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、御覧いただいた1ページ、2ページに記載のとおりです。

次に、資料2の3ページを御覧ください。「4 令和元年度の変更点」について御説明します。まずは、(1)基礎配分です。園児数割と満3歳児数割、こちらですが、令和元年度予算の園児1人当たりの単価が増額されたことを踏まえまして、補助単価を増額いたします。園割、常勤教員割、常勤職員割、こちらにつきましては前年度の補助単価を継続いたします。

同じく3ページ後半の(2)政策誘導配分です。園児納付金抑制加算、4ページの小規模園加算及び高額給与調整、こちらにつきましては基準額を時点修正させていただきます。

そのほか3歳児保育促進加算、ティーム保育促進加算、1種免許状保有促進加算、安全管理対策加算、学校関係者評価加算、人材確保加算、定員超過調整、剰余金保有調整につきましては、前年度の内容を継続いたします。

次に、園児納付金抑制加算、こちらについて御説明させていただきます。5ページ「5 令和元年度の主な変更点((2)政策誘導配分)」を御覧ください。現状としまして、こちらの園児納付金抑制加算は、園児納付金が県平均額以下である場合に、納付金額に応じて加算配分をするものです。

次に、それに対する変更案ですが、例年は、先ほど申し上げましたとおり、前年度の園児納付金の県平均額が基準となり、納付金額が基準額以下、県平均額以下である場合に加算配分をしております。本年度は、来月から消費増税が予定されておりますので、その基準額、県平均額ですが、基準額の設定において消費増税による影響額を考慮する、つまり基準額に消費増税による影響額を上乗せ、加算させていただきたいと存じます。前年度の園児納付金は、38万18円です。これに消費増

税による影響額を加算させていただきたいと思いますが、先ほどの38万18円、例年ですとこれがそのまま基準額となりますが、今年度はこれに消費増税の影響額を加算させていただきます。その38万18円の千円未満を切り上げて、38万1千円になります。こちらに消費増税の影響額を2,400円と算定させていただきました。38万1千円に消費増税の影響額2,400円、こちらを上乗せし、38万3,400円、こちらの方を基準額とさせていただければと思います。括弧書きの方は、圏央道以南の地域について数字を記載しております。これにより、消費増税による影響額2,400円分の値上げを行ったとしても、加算の額が減少することがないように配慮させていただきたいということです。

最後に、参考資料2「令和元年度私立学校運営費補助金(幼稚園)配分基準新旧対照表イメージ」を御覧ください。こちらに具体的な補助単価を記載しております。変更部分は、先ほどの高等学校などと同様に網かけをしております。1ページ目(1)園児数割ですが、こちらと2ページ目の(5)満3歳児数割、こちらは御覧のとおり網かけの補助単価を増額しております。園児数割は令和元年度は1人当たり4万8,500円、2ページ目の(5)満3歳児数割は、令和元年度は9万1千円ということで、それぞれ500円、千円増額しております。

3ページ目以降ですが、(3)園児納付金抑制加算、こちらは先ほど御説明させていただいたとおり、基準額を例年の基準額にさらに消費増税分を足した額でランクを作成しております。

最後に、4ページ目、5ページ目ですが、4ページ目、(5)小規模園加算、(10)高額給与調整、こちらはともに高額給与を受給している教職員の方がいる場合に調整させていただいておりますが、例年の給与状況に応じまして、最新の給与のデータに基づいて通常更新しておりますので、本年度も新しいデータに基づきまして基準額、網かけ部分を変更しております。

幼稚園についての説明は以上です。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○事務局 専修・各種学校担当の村上と申します。令和元年度私立学校(専修学校・各種学校)運営費補助金配分の基本方針について御説明いたします。お手元の資料3を御覧ください。

最初に、「1配分の基本的な考え方」につきましては、他の学種と同様です。

「2基礎配分」を御覧ください。生徒数割、教職員数割につきましては、それぞれ生徒数、教職員数に補助単価を乗じ、補助するものです。

次に、「3政策誘導配分」について御説明いたします。6つの配分項目を設けまして、適用要件に合致する場合に加算することによりまして政策誘導を図るものです。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、資料3の1ページに記載のとおりです。

2ページ目「4令和元年度の変更点」について御説明いたします。まず、(1)基礎配分です。例年どおり、令和元年度予算の積算単価が増額されましたことを踏まえ、補助単価を予算単価の増加分、1.6%増額するものです。

次に、(2)政策誘導配分です。専任教員充足加算、安全管理・施設整備加算、教員資質向上加算、職業実践専門課程認定加算につきましては、前年度の内容を継続いたします。

新規の 学校医配置加算と、一部見直しの 学校評価公開加算につきましては、次の3ページ、「5 令和元年度の主な変更点」を御覧ください。

まず、学校評価公開加算の見直しについてです。現状に記載のとおり、学校評価公開加算は、学校関係者評価の実施及び積極的な公表を誘導する趣旨で設けております加算項目になります。

具体的には、評価を実施し、結果をホームページで公表している学校に対し、定額の30万円を加算しております。当項目につきましては、来年度から実施される高等教育無償化の認定要件の一つとされており、無償化対象校となるために各校の取り組みが進むことが期待できますことから、加算額を減額しようとするものです。

見直し後の加算額は、これまでの半額の15万円を予定しております。これは、専修学校（専門課程）の約半数の学校が来年度の無償化対象校に申請ことなどを考慮しての設定です。

続きまして、学校医配置加算の新設についてです。現状に記載のとおり、専修・各種学校に学校医の配置は義務付けされておらず、昨年度の配置状況を見ましても、補助対象校50校の半数以下の23校にしか学校医は配置されておられません。

また、配置している学校においても、学校医が参与すべきとされている学校保健計画や学校安全計画の立案に、学校医が参与していないケースも見られます。

専修・各種学校も他の学種同様に、多くの学生が学ぶ学校であり、健康管理の面から医師の助言が必要であることは変わらないため、学校医につきまして加算措置を設けることで配置を促進しようとするものです。

具体的には、学校医を配置して学校医の参与のもとで学校保健計画及び学校安全計画を策定している学校に対しまして15万円、学校医の年間の委嘱費用が15万円を下回る場合につきましては実費相当額ということで15万円を上限に加算しようとするものです。

最後に、A3横長の参考資料3「令和元年度私立学校運営費補助金（専修学校・各種学校配分基準新旧対照表イメージ）」を御覧ください。これまで御説明申し上げました変更点を含め、具体的な補助単価等を記載しております。変更部分は網かけの部分となっております。

まず、1ページ目の基礎配分の（1）生徒数割、（2）教職員数割につきましては、記載のとおり補助単価を増額いたします。

また、（2）教職員数割の教職員数の換算につきまして、平成30年度の支給実績に応じ、網かけ部分の換算率の見直しということで、0.1を0.2に見直しを行っております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。政策誘導配分のうち（3）学校評価公開加算及び（6）学校医配置加算につきまして、今回御審議をお願いする内容に見直しをしております。

専修学校・各種学校の説明は以上になります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○村田会長 どうもありがとうございました。

諮問事項の3点について、まとめて御説明をいただきました。

それでは、この件につきまして御意見、御質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員 幼稚園の参考資料2の3ページ目、園児納付金抑制加算ですが、令和元年度の1 2の地域以外にある幼稚園の表なのですが、園平均給与月額Bの部分の数字が違うと思うのですが、どうなのでしょう。28万5,957円であるAとBで金額が違うのですが、同等の金額になると思います。

○村田会長 事務局、お願いします。

○事務局 園平均給与月額の数字ですね。

○委員 はい。

○事務局 全部同じ数字でないといけないところだと思います。こちらのケアレスミスですので、新しい給与月額に後で修正させていただきます。申し訳ございません。

○村田会長 それについてはよろしいですか。

○委員 はい。

○村田会長 ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○委員 高等学校の教育研究経費等について、消費税分が加算される、今年度の後期分に関して、昨年度の決算の内容から半期分を上乗せするというふうに理解すればいいのですか。

○事務局 そのとおりです。

○委員 そうすると、来年度はまた今年度の決算に対して上乗せをする。

○事務局 そうです。今年度も半年分になりますので、来年度も改めて措置します。

○委員 その翌年からはどうなるのですか。

○事務局 基本的には決算書に全て反映される形となります。

○委員 ということは、実際に消費税が上がった分の約33%ぐらいですか、補助対象となるのは。

○事務局 そのとおりです。

○委員 そうすると、その分が補助されると。ということは、仮に1万円のものを買うと、10%で200円高くなる。200円消費税が余分にかかるが、実際に補助される額は、その33%だから66円が補助され、残りの分は学校負担というイメージになるということでしょうか。

○事務局 補助対象経費方式ですので、決算額の一定割合ということで、おっしゃるとおりの計算です。

○委員 残りの分は学校負担になると。

○事務局 そうなります。よろしく申し上げます。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 ちょっと基本的なことなのですが、幼稚園の園児納付金抑制加算の金額の関係で、圏央道を

境に平均を分けた考え方は、やはり市町村が算出エリアというふうに見てよろしいのですか。

それから、この場合いつ頃からこういった考え方なのでしょう。

○事務局 圏央道の以南と以北を分けている理由ですが、分けたのは、平成25年度からです。その前年に審議会で、県北と県南といいたまいますか、やはり地域差というか納付金の金額に違いがあるのではないかと御指摘を受けまして、県南のさいたま市などの幼稚園と県北の幼稚園を比べますと、県南の方が高額、県北の方が低額といったことがありますので、そういった事情を踏まえまして、県南と県北を分ける一つの線引きとして、圏央道を使って分けさせていただいたという経緯です。基本的には市町村単位で行っています。

○委員 例えば考え方として、ざっくり圏央道で分けていますが、全体の平均額のある基準以上・以下とかそういう考え方はないのですか。グループとして必ずしも圏央道に限らないかなと思うのですが、そういう御意見が出たということで、それを考えてこれを行ったということですか。

○事務局 このときに、やはり県北と県南で分けて考えるのは、委員おっしゃるとおり、地域ごとに違いはあるとは思いますが、市町村ごとに見ても、さいたま市、川口市などと秩父市、熊谷市などを見ますと、県北と県南で大きな違いが見られるということで、判断させていただきました。

○委員 分かりました。

○村田会長 そのほかございますか。

はい、どうぞ。

○委員 諮問事項については、改善していただいているというのは分かったのですが、諮問事項と逸脱するかもしれないのですが、この基本方針が決定した後、補助金は各学校にいつごろ支払われるのでしょうか。従前は年度末ということもあったらしいのですが、現状と今年の方針を教えてください。

○村田会長 はい、どうぞ。

○事務局 小・中・高等学校ということでお話ししますと、本日の基本方針（案）に御了解いただきますと、配分の基本方針を定め、9月末に一定の割合でまず6割支払います。それから、12月末にかけて残りの3割。年度末に実績をよく確認した上で残りの1割を支払うという方針です。

○委員 それは今年の方針で、その前はどうかだったのでしょうか。

○事務局 本審議会が始まってから補助金の早期交付化に努めておりまして、ここ2・3年は同様の状況になっています。

○村田会長 ほかにございますか。

〔「意見なし」〕

○村田会長 それでは、ほかにないようでしたら、諮問事項3件につきまして順次議決を行いたいと思います。

初めに、令和元年度小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につき

まして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

○村田会長 ありがとうございます。

それでは、令和元年度小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることといたします。

次に、令和元年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

○村田会長 ありがとうございます。

それでは、令和元年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることといたします。

最後に、令和元年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

○村田会長 ありがとうございます。

それでは、令和元年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることといたします。

以上で議事は終了いたしました。

議事の進行に御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、以降は事務局に進行をお願いいたします。

5 閉 会

○司会 ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、2回にわたりまして大変貴重な御意見、また御審議を賜りまして、大変ありがとうございました。

今後でございます。御審議いただきました配分の基本方針を踏まえまして、速やかに配分基準を各学校の方にお伝えしまして、補助目的に沿った学校運営を促してまいりますとともに、適正かつ効率的な予算の執行を図ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で本審議会の全ての日程が終了いたしました。

皆様方には、引き続き県内私学の振興に御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

（ 4 5 分 ）